

山鹿素行『中朝事実』における華夷観念

前田 勉

社会科教育講座

The Ideology of “civilization-barbarism” in Yamaga Soko’s *Chucho Jujitsu*

Tsutomu MAEDA

Department of Social Studies, Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

1

近世日本の対外意識を問題にする場合、二つの華夷観念が注目されている。一つが中国（儒教）の華夷観念であり、もう一つはいわゆる日本型華夷観念である。両者はともに独善的な自国・自民族中心主義（エスノセントリズム）であって、自己を起点に諸国家・諸民族との関係を位階制的にとらえる秩序観念であることに変わりはないが、前者がその秩序の規準を礼教文明におくのにたいして、後者は皇統の一系性と武威を規準にしている点で異なっている⁽¹⁾。もちろん、この区別は理念型ともいうべきものであって、個々の思想家のテキストに即していえば、それほど判然としているわけではない。本稿が取り上げる山鹿素行（元和8年～貞享2年、1622～1685）の『中朝事実』（寛文9年成）においても、その例外ではない。

これまでの研究史においては、素行の『中朝事実』は日本型華夷観念の典型の一つとしてとらえられてきた。彼は皇統の一系性と武威の優越性を説いて、日本を「中国」「中朝」とし、中国を「外朝」としてしているからである。こうした考えが、日本型華夷観念と呼ばれているものであることは明らかである⁽²⁾。だが、素行は礼教の「文明」観念を捨てていたわけではない。後に述べるように、素行は、「中朝」日本が「文明」国であるゆえんを、神代と古代に探ったといってもよいからである。とすれば、問題は、『中朝事実』において、二つの華夷観念がいかに交じり合っていたのかにあるだろう。本稿では、この交わり方を探ることによって、素行の『中朝事実』の特色を明らかにしてみたい。

2

よく知られているように、素行は赤穂配流中に自己の思想遍歴を振り返った『配所残筆』（延宝3年成）のなかで、『中朝事実』を著した意図を述べている。それによると、かつて彼は、「以前より異朝之書物を

このみ、日夜勤候故」, 「不_レ覚異朝之事を諸事よろしく存」じ, 「本朝は小国故, 異朝には何事も不_レ及, 聖人も異朝にこそ出来候得と存候」と考えていたという。そのような思い込みは, 「我等斗に不_レ限, 古今之学者皆左様に存候て, 異朝を慕まなび候」ていたが, 「近比初て此存入誤なりと存候」と気づいたという。このような「誤」りに陥ってしまったのは, 「信_レ耳而不_レ信_レ目, 棄_レ近而取_レ遠候事, 不_レ及_二是非_一, 寔学者之痛病候」であった。これらのことについては, 「詳に中朝事実に記_レ之候」と述べたという⁽³⁾。

事実、素行は『中朝事実』自序で、同様の趣旨のことを記している。それによると、同時代の人々は自分の生まれた国の「美」であることに気づかずに、中国の經典ばかり読んで、いたずらに中国を敬慕しているという。

恒に蒼海の窮りなきを觀る者は、その大なるを知らず。常に原野の畦なきに居る者は、その広きを識らず。是れ久しうして狃るればなり。豈唯だ海野のみならんや。愚中華文明の土に生れて、未だその美なるを知らず。専ら外朝の經典を嗜み、嚶嚶としてその人物を慕ふ。何ぞその心を放にせるや、何ぞその志を喪へるや。抑も奇を好むか、將た異を尚ぶか。

（自序、7頁）

だから、「中国の水土は万邦に卓爾として、人物は八紘に精秀」(7頁)であることを、『中朝事実』によって示すのだ、と宣言している。これが、いわゆる「日本中朝主義への転向」⁽⁴⁾と呼ばれている素行の思想転換である。素行の思想形成史上、この転換がどのような意義をもっているかは、『聖教要録』に表明されている朱子学批判とあわせて、検討すべき重要な課題であることはいうまでもない。ただ、その考察は別の機会に試みることにして、本稿は『中朝事実』の構造を明らかすることに問題を限定したい。

このような観点から見て、『中朝事実』の自序で注目すべきことは、素行が必ずしも儒教的な華夷観念を否定していないという点である。むしろ、「中華文明

の土」である日本に生まれた、と述べているように、「中華文明」観を前提にしているのである。実際、儒教的な華夷観念において、「文明」の指標となるものは「礼」であるが、素行もまた、「礼」の有無が「中華」か「夷狄」かを分ける、と説いていた。

蓋し人の人たる、本朝の中華たるは、この礼に由りてなり。夷狄も亦人にしてその国亦治まり、禽獸も亦物にしてその群亦類あり。然してその夷狄たり、その禽獸たる所以は、礼に由りて行はざればなり。人として礼なきときは禽獸に異ならず。中華にして礼なきときは夷狄に異ならず。故に神聖は教を初に建て、天神は無状を懲し戒めて、以てその礼を正したまふ。(礼儀, 123頁)

ここでは、「礼」がなくなれば、「中華」も「夷狄」に転落する。こうした考えは中国の流動的な「文明」観であって、別に珍しいものではないだろう。素行の面白いところは、従来の研究史においても特筆されているように、この「文明」観にたって、日本こそが「中華」である、と唱えた点にある。

まず、『中朝事実』において注目すべきは、日本が「中華」であるとする根拠を示す方法である。ここでは、二つの語、すなわち「始」と「義」が鍵概念となる。両者はともに、日本が、中国とは独立した場所で、「文明」国として生まれ、その資格を有していたことを示す論理として使われている。

「始」とは、「中華文明」の始原が、中国ばかりか、日本のなかにもあったことを示す論理である。素行は、天地の生成を論じている天先章以外のすべての章で、その「始」に注目している。「是れ中国を四道に分つる始なり」(中国, 23頁)、「是れ中国その主を定むるの始なり」(皇統, 33頁)、「是れ神器を別所に置くの始なり」(神器, 50頁)、「中国が外国の經典を学ぶの始なり」(神教, 63頁)、「天神治道の始なり」(神治, 68頁)、「是れ武官の始なり」(神知, 97頁)、「是れ政令の始なり」(聖政, 107頁)、「是れ皇太子を立つるの始なり」(礼儀, 126頁)、「是れ賞罰の始なり」(賞罰, 168頁)、「是れ人皇撰將の始なり」(武徳, 181頁)、「是れ社稷宗廟を祭祀の始なり」(祭祀, 198頁)、「是れ外夷投化の始なり」(化功, 206頁)。これらは、いわば「中華文明」の制度の始原であるといえるだろう。ただ、『中朝事実』においては、これらの始原は列挙されるだけであって、相互に関係づけられ、歴史的な流れとして問題にされているわけではないことに注意すべきであろう。たとえば、封建・郡県論である。素行は、「人皇封建の始」(神治, 72頁)として景行天皇四年条を挙げ、そのすぐ後で、「天下を郡県にするの始」(神治, 74頁)として成務天皇四年条を挙げている。ここでは、いつ封建の世から郡県の世に移行したかは問題となっていない。『中朝事実』において、封建の「始」と郡県の「始」があると記述されるとき、

そうした考え方、制度が古代日本にも存在していたことを確認することに主眼があったといえるだろう。

「始」が始原を示す論理であったのにたいして、「義」は、『日本書紀』などの本文の意を敷衍する論理である。「天地生成の義を論ず」(天先, 13頁)、「是れ(オノコロジマの国生み)、天神教学の義なり。陰陽唱和の道は天地至誠の実なり」(神教, 52頁)、「是れその人を撰びてその大職を任ずるの義なり」(神知, 98頁)。ここでは、明確に「始」というような歴史的な始原がはっきりしなくても、「中華文明」の考え方が、本文に含意されているということを解説的に示している。つまり、直截「中華文明」が意識され、認識されていなかったとしても、神代や人代に実行されていたことを「事実」として提示しようとしているといえるだろう⁵⁾。たとえば、天岩戸神話に活躍する「思兼神」の場合を見てみよう。素行は「思兼神」のなかに「神代思学の義」を読み取って、次のように言う。

蓋し思兼神は神代思学睿聖の神か。思ふこと兼に在り、兼ねざれば思ふこと臆説に在り。然れば乃ち思ふことは内その知慮を致むるなり。兼ぬることは外その事物を尽すなり。宜なる哉、天安河辺の謀その道を得て、大神その初に復りたまひ、万億世これその幸ふことを被り、此れ斯の民の直道なることや、一に思兼神に在り。噫、深い哉この謀、遠い哉この慮や。天児屋命・太玉命の寛仁なる、手力雄神・天鈿女命の雄略なる、その懸くるところの靈璽・宝鏡、その持つところの茅纏の稍、その囂楽の悠然たる、事物ここに善尽き美尽く。神何ぞその初に復りたまはざらんや。今竊に神代の説に因りて以て聖学の道を演ぶるに、亦これに外ならず。(神教, 55～56頁)

素行の「聖学」にとって格物致知は、客観的な「事物」の理を認識することであった。それは多様な「事物」に即して、それぞれの用法を明らかにし、それぞれの働きを十全に發揮させてゆくことを意味していた⁶⁾。素行は、天照大神を天岩戸から引き出さそうとして、様々な神々を指揮した「思兼神」の行動に、この「聖学の淵源」(神教, 57頁)を見出し、「思学」=格物致知の「義」を敷衍している。これが、「神代の説に因りて以て聖学の道を演ぶる」「義」の論理である。

この「始」と「義」の論理に共通することは、日本の「文明」が中国の「文明」とは関わりなく、存在していた、換言すれば、日本の「文明」は、中国の「文明」を摂取することによって、文明化したのではないという考えである。素行は、中国の「文明」が周辺国・周辺地域を教化したという中国中心主義を排して、日本が中国の「文明」とは独立して、それ自らのうちに「文明」の始原と論理をもっているということを強調するのである。

このような考えは、江戸期の儒者からすれば、奇妙な考えだろう。というのは、彼らにとって、日本が礼教文明から逸脱していることが悩みの種であり、逆にだからこそ、中国への憧憬も生まれたからである。素行より前の藤原惺窩や林羅山、さらに素行の同時代の儒者たちは、日本「夷狄」観を抱いていた。ところが、素行は、もともと日本は決して夷狄ではなく、「礼」の整備された「文明」国であった、と開き直って、その証拠を古代・中世の歴史書のなかに見出すのである⁷⁾。

では、素行にとって、その「文明」の内容とはいかなるものだったのだろうか。よく知られているように、その中核になっていたのは皇統の一系性であった。

本朝は唯り洋海に卓爾として天地の精秀を稟け、四時違はず、文明以て隆えて、皇統終に断えず。その名実相応ずること并せ考ふべし。(中国、17頁)

三綱立ち行はるときは、則ち身修まり家斉ひ治平の功坐にして以て俟つべし。帝、皇極を人皇の始に建て規模を万世の上に定め、而して中国明かに三綱の遺るべからざることを知る。故に皇統一たび立ちて億万世これに襲つて変ぜず、天下皆正朔を受けてその時を式にせず、万国、王命を稟けてその俗を異にせず、三綱終に沈淪せず、徳化塗炭に陥らず。異域の外国豈企て望むべけんや。(皇統、41頁)

素行によれば、「三綱」という「文明」の指標が皇統の一系性に実現されている点で、何度も王朝交代が繰り返されてきた「外国」に比べて、「本朝」は優れているという。ここでは、天壤無窮の神勅は「天地の徳」に合致しているがゆえに、貴い。

宝祚之隆、当_下与_上天壤無窮の十字は、天孫の永祚、天地の徳に合ひたまはんことを祝ぎたまふなり。(皇統、38頁)

皇統が「天地の徳」に合致していることが賞賛されているのであって、天地の永遠性ととともに、皇統の永続性が無条件に保障されてはいないことに注意しなくてはならない。その意味では、素行の皇統の一系性の正当性根拠は、どこまでも中国的な「文明」観にもとづいているといえるだろう。その上で注目しておくべきは、こうした皇統の永続性を危うくする者は、国内のみならず、対外的にも存在しないとされている点である。

唯り中国は、開闢より人皇に至るまで二百万歳に垂として、人皇より今日に迄るまで二千三百歳を過ぐ。而して天神の皇統竟に違はず、その間弑逆の乱は指を屈してこれを数ふべからず、況や外国の賊竟に吾が辺藩を窺ふことを得ざるをや。(皇統、42頁)

唯り中国はこれに反し、巨海に卓立して封域自ら天

険あり、神聖天に継ぎ極を立ててより爾来、四夷竟に藩籬をも亦窺ふを得ず。皇統連綿して天壤と窮りなし。況や神代の治の悠久なる、人皇の祚の永算なる、今日の澆季も亦尚ほ周の末より優れり。(礼儀、148頁)

「外国の賊」「四夷」の侵略に犯されることなく、皇統が連綿と続いていることが、価値あるものと認識されている。逆に、「夫れ外朝は姓を易ふること殆ど三十姓にして、戎狄入りて王たる者数世なり」(皇統、42頁)と、「外朝」中国は「戎狄」の侵略にあい、王朝を断絶させられてしまった、という。この侵略を受けたか否かによる、「中国」日本と「外朝」中国との優劣関係については、後に検討しよう。

ところで、『中朝事実』において、「中華文明」が「始」と「義」の論理によって神代・人代に実現していたというとき、「今竊に神代の説に因りて以て聖学の道を演ぶるに、亦これに外ならず」(神教、56頁)とあるように、その「中華文明」は素行のいう「聖学」であったことは言うまでもない。それは、中国の経書のなかから素行が作り上げたもので、素行的なバイアスのかかったものであった。先にその例証として格物致知の「義」についてみたが、より注目すべきことは、「聖学」が政治的なものであって、とくに客観的な制度が重視されていたという点である。政治性についていえば、天壤無窮の神勅は、「天神治道の始」であり、「与天壤無窮の五字は宝祚を祝ぎて以て治道の道を尽」(神治、68頁)したものであった。また、制度についていえば、「凡そ治平の要、その本は礼に在り」(礼儀、118頁)とあり、たとえば、神武天皇が橿原宮造営の詔に「夫れ大人制を立てて、義必ず時に随ふ。苟くも民に利有らば、何ぞ聖の造に妨はむ」とある一節を踏まえて、次のように説いている。

謹みて按ずるに、是れ人皇、中国を定め極を建てて治道を詔するの始なり。大人とは聖人位に居るの称なり。制は礼楽刑政の制なり。義は損益沿革してその道を品節するなり。民を利するとは人民その樂を樂しみ、その利を利するなり。聖造は天祖皇孫建てたまふところの道なり。(神治、69～70頁)

神武天皇が「治道」の根本原則を宣言した「始」であると位置づけ、「聖人」が「人民」を利するために「礼楽刑制」を建てたことを述べていると解釈するのである。ここに、素行自身の「聖学」観が背景にあることは言うまでもない⁸⁾。

『中朝事実』のなかで、こうした制度観から評価された人物が聖徳太子であった。素行は十七条の憲法によって、「礼の大なる、ここに至りて始めてこれを憲章に著はる、以て天下の人民をしてこれを知りこれに由らしむ」(礼儀、122頁)ことができた、と述べ、「礼」の作者である聖徳太子を高く評価する。

皇太子聡明美質にして、始めて冠位を定め、親ら憲

法を選びたまひ、礼を以て治国の本と為したまふ。その教著明なりと謂ひつべし。この後連綿して、天下衆庶の礼、制度の法大いに定まり、終に律令格式世に行はれ、天下万世皆礼の大本たることを知る。皇太子の功、大なる哉。(礼儀、123頁)

ここでは、聖徳太子にたいする仏教の擁護者としてのマイナス評価からの転換がなされているとあってよいだろう。これについては、素行自身、意識していたらしく、巻末の或問に弁明している。素行は、「八耳皇子は聖徳と号す、殆どその実なきか。馬子が弑逆を討つこと能はず、西教を信じて浮屠の法を熾にす、その本大いに聖徳に違ふか」という疑問を提出して、仏教を信じたことは、「尤も可ならざるの大なるもの」(221頁)と、林羅山の聖徳太子評価⁹⁾を踏まえながらも、憲法を「述作」して「天下大いに化」(同右)したことを積極的に称揚している。

ところで、これまで見てきた『中朝事実』における「文明」観的な華夷観念には、矛盾がないのであろうか。素行によれば、基本的には、「文明」国として別々に生まれたとはいえ、日本と「外朝」中国とは、「揆を一」にしている。

凡そ外朝の三皇五帝禹・湯・文・武・周公・孔子の大聖なる、亦中州往古の神聖とその揆一なり。故にその書を読むときはその義通じて間隔するところなく、その趣向猶ほ符節を合せたるがごとく、採摺斟酌するときは又以て王化を補助するに足る。竊に按ずるに、誉田帝己れを虚しくして百済の博士を徴して後、中国広く外朝の典籍に通じ、聖賢の言行を知る。是れ乃ち住吉大神の賚なり。(神教、64頁)

しかし、「外朝」中国から漢字を初めとして、さまざまな文物を摂取してきたことは事実である。たとえば、中国「文明」の精華である漢字が伝来し、古代日本の人々がそれを学習したことは、いかに解釈するだろうか。この難問にたいする素行の解答は、以下の引用に示されている。

或は疑ふ、外朝は我れに通ぜずして而も文明明かなり、我れは外朝に因りてその用を広くするときは、外朝我より優れるかと。愚按ずるに、否。開闢より神聖の徳行明教兼ね備はらざるなく、漢籍を知らずと雖も亦更に一介の闕くることなし。幸に外朝の事に通じ、その長ずるところを取りて以て王化を輔くこと、亦寛容ならずや。何ぞ唯だ外朝のみならん。凡そ天下の間、詳に知り並び蓄へて短を校べ長を考へ、用を待ちて遺すことなく、事に従つてこれ適ふは、量の大なるなり。内外相持して人物以て成る。短を護りて外を拒ぐが若きは君子の為すところにあらず。況や外朝と我れとその致を一にして、その歴世尤も久しく、その封域太だ広く、その人物衆多く、政事の損益する、共に以てこれを観るに足れるをや。是れ中州の八紘に冠たる所以なり。後世勘合絶

えて隣交の好を修めざるも、亦我れに足らざること無きこと、并せ考ふべし。(神教、64～65頁)

素行は、「開闢より神聖の徳行明教兼ね備はらざるなく、漢籍を知らずと雖も亦更に一介の闕くることなし」としながらも、短所を補ってきた、そこに却って度量の広さがあるという。さらに、別の箇所では、古代文字の存在を匂わせながらも(礼儀、154頁)、学んだことは決して、日本の「文明」の独立性を否定するものではなかったことを強弁するのである。

3

ところで、素行の『中朝事実』が日本型華夷観念の一つの典型とされるのは、日本の優位性を先に見た皇統の一系性に加えて、「武威」を指標としたことにある。その神話的な根拠となったのが、イザナギ・イザナミが国生みに際して使用した「瓊矛」であった。

謹みて案ずるに、神代の靈器一ならず、而して天祖二神に授くるに瓊矛を以てして、任ずるに開基を以てす。瓊は玉なり、矛は兵器なり。矛に玉を以てするは、聖武にして殺さざるなり。蓋し草昧の時、暴邪を撥平し残賊を駆去するには、武威に非ずんば終に得べからざるなり。故に天孫の降臨にも亦矛玉自ら従ふといふ、是れなり。凡そ中国の威武、外朝及び諸夷竟に企望すべからざるは尤も由あるなり。(神器、44頁)

大八洲の成ること、天瓊矛に出でて、その形乃ち瓊矛に似たり。故に細戈千足国と号す。宜なる哉、中国の雄武なるや。凡そ開闢以来、神器靈物甚だ多くして、而も天瓊矛を以て初と為す。是れ乃ち武威を尊び以て雄義を表するなり。(武徳、175～176頁)

神器章において、「瓊矛」がいわゆる三種の神器の前に置かれていること、三種の神器を述べる前に置かれていることは、その重要さを示している。「中国の威武」(44頁)の強調が、いわゆる中国の華夷観念と異なっていることは見やすい¹⁰⁾。

こうした「中国の雄武」(武徳、175)である神話的な根拠が「瓊矛」にあることは、同時代の吉川神道にもある。そもそも、「武威」に神話的な根拠を与えたということは、まだ「武威」の言説にたいする不審・躊躇があったからだろう。端的にいえば、中華意識を前提とする儒者の世界のなかでは、「武威」は「文明」の価値基準からすれば、夷狄そのものであるという抜きがたい通念があったからであろう。ところが、素行の武士意識からすれば、「文明」世界への儒者の憧憬こそが「奇」(序)を好む僻説であって、「武威」を重んずることは、当然のことだったのである。

そもそも、素行が日本を「中国」と呼称する理由はどこにあるのだろうか。素行にとって、「中国」の呼称は「葦原中国」に由来するもので、原理的な意味を

もつものではなく、専ら地理的環境＝「水土」に関わっていた。

愚按ずるに、天地の運るところ、四時の交るところ、その中を得れば、風雨寒暑の会偏ならず。故に水土沃して人物精し。是れ乃ち中国と称すべし。万邦の衆き、唯り本朝及び外朝その中を得て、本朝の神代既に天御中至尊あり、二神は国中の柱を建つ。則ち本朝の中国たるや、天地自然の勢なり。神相生み、聖皇連綿し、文武事物の精秀、実に以て相応ず。是れ豈誣ひてこれを称せんや。(中国、18～19頁)

本朝は天の正道に中り地の中国を得、南面の位を正しうして北陰の陰を背にす。上西下東、前に数洲を擁して河海を利し、後は絶峭に抛りて大洋に望み、毎州悉く運漕の用あり。故に四海の広きも猶ほ一家の約なるがごとく、万国の化育は天地の正位を同じうして、竟に長城の勞なく、戎狄の膺なし。況や鳥獸の美、材木の材、布縷の巧、金木の工、備へずといふことなし。聖神称美の嘆、豈虚ならんや。(中国、22頁)

素行の「中」は「万邦」における「中」である。この場合、「中」は「万邦」のなかの相対的な意味での「中」であることに注意しなくてはならない。地理的な条件がよいために、「聖皇連綿」し皇統の一系性が保たれ、「文武事物の精秀」が整い、「夷狄」からの侵略をも免れているというのである。

この地理的な優越性が、「竟に長城の勞なく、戎狄の膺なし」(前出)とあるように、軍事的な利点として認識されている所に、『中朝事実』の大きな特徴があるだろう。具体的には「外朝」である中国との対比のなかで、この地理的優越性が強調される。素行は、「唯り本朝及び外朝その中を得て」(前出)とあるように、「外朝」中国も日本と同様に、「中」を得ていると高く評価する一方で、日本と比べると、地理的に不利な条件にいたるといふ。

凡そ外朝はその封疆太だ広くして四夷に連続し、封域の要なし、故に藩屏の屯戍甚だ多くして、その約を守ることを得ず。失これ一なり。近く四夷に迫る、故に長城要塞の固世人民を勞す。失これ二なり。守戍の徒或は狄に通じて難を構へ、或は狄に奔りてその情を泄す。失これ三なり。匈奴・契丹・北虜その釁を窺ふこと易くして、数々以て劫奪せらる。その失四なり。終にその国を削りその姓を易へて天下を枉を左にす。大失その五なり。況や河海の遠くして、魚蝦の美、運轉の利給らず、故に人物も亦その俗を異にす。牛羊を啖ひ、毳裘を衣、榻床に坐するが如き、以てこれを見るべきなり。況や朝鮮の叢爾たるをや。(中国、21～22頁)

素行は、中国の広さゆえに、夷狄に軍事的な侵略されてきたことを指摘する。

夫れ外朝はその地博くして約ならず。治教盛なるときは画するところ惟れ泛し、守文明かならざれば戎狄これに抛る。(礼儀、147頁)

ここでは、中国と日本を比較して、地理的・軍事的な有利・不利が論じられていることに注意しなくてはならない。というのは、素行はこうした地理的な立場にたつことによって、中華と夷狄との間の変更可能性を否定しているからである。先にも述べたように、中国の華夷観念であれば、「文明」の有無によって、夷狄が中華に上昇し、逆に中華が夷狄に転落する可能性をもち、夷狄と中華との差異は流動的であった。素行自身、「人として礼なきときは禽獸に異ならず。中華にして礼なきときは夷狄に異ならず」(礼儀、123頁)と説いていた。ところが、自分が今、どこに住んでいるかどうかを問題にするとき、移住しないかぎり、そうした変更可能性は絶たれてしまうのである。

この地理的・軍事的な優越性をもう少し見てみよう。素行によれば、中国が何度も王朝を変えてきたのは、国土が広大で夷狄の侵略を受けやすかったからだという。

王統数々姓を易ふ。是れ博くして約ならざるの失なり。(礼儀、148頁)

王朝が連続するか否かは、侵略を受けたかどうかに関わっている。大事なことは、国土が侵略を受けないこと、国土を防禦することにある。ここでは、皇統の一系性は、外国に侵略されなかった事実を証明しているがゆえに価値があるのであって、存続すること自体に価値があるのではないという点が重要である。日本は「水土」の要害があるために、そして、「武威」を重んじているために、外国からの侵略を受けず、皇統が連続してきた。これに対して、「外朝」たる中国は広大な領域をもっているために、外国からの侵略を受けやすく、王朝も何度も変わったという。つまり、素行にとっては、皇統の連続が目的なのではなく、それは外国からの侵略を受けなかったことの派生的な結果に過ぎないのである。

水土海洋に峙ち、封疆衆域に絶れ、東北を後にして西南を前にし、陰を背にして陽に向ひ、四時違はず、氣候尤も順なり。而して人物の精秀万邦に混ずべからざるなり。四夷の強悍竟に其の藩屏を窺つを得ず、万世の連綿たる、永く其の皇統を異にせず。是れ水土の正中に因り、而して人民皆武に英で、剛に和へるなり⁽¹¹⁾。(『謫居隨筆』)

「水土」にもとづく「武威」の論理が、皇統の一系性よりも優先する。このことと、皇統はそれ自体で価値はなく、先に見たように「天地の徳」に合致することによってであったことと無関係ではないだろう。皇統は無条件に永遠ではない。永遠であるべきであるかもしれないが、断絶の可能性をもっている。そうならないためには、どうすればよいのか。素行にとってみ

れば、それは「水土」の要害を堅固にし、軍備を強くするである。そうすれば、外国からの侵略を受けることなく、皇統を保つことができるというのである。

土の中なるは四時順ひ、陰陽和す、人物の精秀を致す所以なり。冠冕の君子以て優と為す。故に王朝は勝敗を相て、永久の祚を建つ。武朝の如きは必ず用武の地に襲り、四塞の固を計り、轉漕を利し、封域を豊にし、国家維持の制を考へ、英威の根を深め、靈武の幹を強くす。是れ乃ち王に勤むるの道なり⁽¹²⁾。(『謫居隨筆』)

ここでは、皇統への忠誠が一義的に問題になってはいない。この点は注目すべきである。思うに、この間接的な「勤王」は武家のそれとして、妥当性をもっているのではないか。この問題は素行の武家政権論を検討しなくてはならないだろう。ここでは、中国と朝鮮との対外関係をどう捉えていたかを、以下で見てみよう。

4

「文明」の華夷観念か、「武威」の日本型華夷観念かどうかは、周辺国との関係が重要であることは言うまでもない。そこで問題となるのは、周辺国との関係を「文明」に基礎づけるか、それとも「武威」によるものにするかどうかである。結論を先にいえば、『中朝事実』においては、基本的には「文明」観が優先していたといえるだろう。次に挙げるような言説はそれを示していると思われる。

人君大宝を私するときは、天必ず与せず、故に災害並び起る。帝の天下を公にするの詔、無窮の祚の因つて成る所以なり。大宝を私するが故に群臣に議せず、天下を公にするが故に爾の忠貞を共にす。大なる哉、帝の徳や。宜なる哉、外国の朝貢するや。【崇神帝六十五年秋七月、任那国入朝す。】(神治、71頁)

謹みて按ずるに、地に内外あり、勢に遠近あり、人に華夷あり、故に治教の道は内より外に及び、近を先にして遠を後にし、華を親しくして夷を柔らぐ。夫れ朝廷の上と国郡の内とは何ぞ四夷の遠疎に預らんや。然して内の和するや、近きの治まれるや、華の溢るるや、知の明かなるや、徳の充てるや、通ぜざることなく感ぜざることなきものは道の精妙なり。四夷、千里の險万頃の渺たるを遠しとせず、帰仰投化して畢く方物を献ず。その然ることを期せずして然るものは、中華の文明 聖王の治教、天以て授け人以て与ふ。実に過化の極功なり。(化功、208～209頁)

では、具体的な中国や朝鮮との関係を、素行はどのようにとらえているのだろうか。これを見る前に、江戸幕府の外交策を瞥見しておこう。幕府は長崎・対馬・薩摩・松前の四つの口をもち、中国とは正式な外

交関係をもたず、商人同士の貿易を許可したのにたいして、朝鮮との間には善隣友好の対等な「通信国」としての外交関係を取り結んだ。この現実の中国・朝鮮との関係と比べると、『中朝事実』の中国・朝鮮関係との間には、大きなズレがあることを指摘できる。まず、「外朝」たる中国との間では、素行は「隣好」関係を説いている。

往古の神化、人皇の聖治、神勅の明教、歴世の法令、知仁の行、威武の嚴、何事か外朝より乏しからん。故に彼れと相對して自ら皇帝と称し、好を修し隣を善くして、更にこれを恥じざる所以なり。(礼儀、148頁)

「東天皇敬んで西皇帝に問ふ」という聖徳太子の言葉に示されているように、中国との関係は対等な「修好善隣」関係である。素行はこの言葉を『聖徳太子伝略』から引照しながら、遣隋使を「隣好を修するの始」として位置づけている。

謹みて按ずるに、是れ隣好を修するの始なり。隣とは何ぞ。以て相對すべきなり。好を修すとは何ぞ。気候・水土・人物・事義以て好んずべく、以て通ずべければなり。同気相求め同類相應ず。(中略) 天地の博き、宇宙の渺たる、泛泛たるこの州嶋、唯り外国のみ事義を中華に一にす。故に好を修し隣を善くす。(礼儀、146頁)

ここでいう「外国」とは、「外朝」中国をさしている。先に見たように、日本と「外朝」中国とは、「揆を一」にしているのだから、対等な関係であるというのである。中国と日本との間には、朝貢関係はないとする点は重要である。

蓋し国の大小を以てすれば彼れは大なり、人治の遠近を以てすれば彼は遼なり。土地広し、故に人物衆庶なり。治平遼なり、故に事義疆なし。当時初めて書を制して「東天皇敬みて西皇帝に問ふ」を以てす。唯だ太子の大手筆のみにあらず、その士気洪量にして能く本朝の中華たる所以を知ればなり。(礼儀、147頁)

これに対して、朝鮮半島の国々には、明らかに朝貢関係があった、と素行は言う。

或は疑ふ、高麗・百濟・新羅の來朝するも、亦好を修し隣を善くするにあらずやと。愚謂へらく、新羅の王子來朝し、任那來貢すること、既に崇神・垂仁帝の朝に在り。その後、住吉大神、高麗・百濟・新羅・任那等を嘗田天皇に賜ふ。若桜宮に及び壹たび戎衣して、各々面縛して櫛を興ひ凶籍を封じて降す。阿利那礼河を指して以て誓ひ、神祇を請うて以て盟ひ、伏して飼部となりてより、船の舵を乾さずして毎歲朝貢を絶たず。初めて国毎に官家を置き、海表の蕃屏と為す。これより歴代子弟を以て質と為し、常に朝貢す。否なれば乃ち征伐して以て不庭を懲す。然らばこれ海外の諸蕃は皆中国の属たり、唯

だ外朝以て信を通ずべきのみ、諸蕃は隣と称するに足らず。中華終に聘礼を彼の地に行はず、往を厚くし来を薄くして、以て遠人を柔げ外国を懐くるのみ。(礼儀、149頁)

ただ、朝鮮は日本の「武徳」によって服従したのであって、「文明」に化したわけではない。さすがの素行も、「文明」に教化されたとは言えなかったのではないか。そこで持ち出されているのは、神功皇后の「三韓征伐」神話である⁽¹³⁾。

仲哀帝に及びて、住吉大神有宝の国を賜うて、神功皇后親ら三韓を征ちたまふ。三韓面縛して服従し、武徳を外国に輝かす。これより三韓は毎年朝聘献貢して船の楫を乾さず。故に外国の諸器及び經典具はらずといふことなし。(神教、63頁)

ここでは、住吉大神が「賜」うたものというロジックが使われている。これは、「文明」でも「武徳」でもあることの説明として注目すべきではないかと思われる。ともあれ、『中朝事実』においては、中国とは「文明」を共通項とする対等な「隣好」関係であるのにたいして、朝鮮との間では、「武徳」による朝貢関係、上下関係が想定されているのである。ことに、朝鮮については、幕府の対等な外交政策とは明らかにズレがある。この点、現実の外交政策と当時の人々の意識との間のズレの一つの表れであるといえよう。

さらに注目すべきは、素行においては、朝鮮にたいして「文明」の共通項がなかった点である。そもそも、李氏朝鮮は朱子学を国教とする儒教国家であって、その意味で、中国と同様に「文明」国として認知されてよいはずである。ところが、素行の朝鮮知識は、きわめて貧弱である。素行の朝鮮認識は、仏教国新羅・高麗の段階にとどまっている。古代を取り上げている『中朝事実』には、当然のことながら、李氏朝鮮に関する記述はないが、赤穂配流中の著作『謫居童問』には、「大明洪武の比その臣李成桂と云へるもの、主人を弑して立ち高麗に王として、大明にこうて国号を改め、これより今に至るまで朝鮮と号す。然れば(武王が箕子を朝鮮に封じてから一筆者注)其の国亡ぶること二度、易姓こと四度也。其の俗甚だ陋隘にして尤も釈氏を信じ、王の子弟必ず僧となる。鬼神巫史を信じて聖經をしらず」⁽¹⁴⁾(『謫居童問』巻5)とあるように、李氏朝鮮も仏教を信仰していると説かれているのである。だから、「文明」の規準に照らしても、日本より劣っているという理由から、朝貢関係・上下関係が正当化されているのである。

5

素行の『中朝事実』は、たんなる日本型華夷観念の書ではなく、それと中国の華夷観念との間でのせめぎ合いをしているテキストとして位置づけることができるだろう。その交わり方については、これまで明らか

にしてきたが、最後に二つの点を述べておきたい。

一つは、素行は、日本が、朝鮮はもとより、中国以上の存在であることを示すために、「文明」とは異質な要素である「水土」をもってござるをえなかったのではないかという点である。もともと、中国(儒教)の華夷観念をもとにするとき、中国と日本の差異はなくなるが、なお日本が中国以上の存在であることを主張しようとするとき、自己の住む土地を強調せざるをえなかったのではないか。次にあげる一節は、「我が土」を強調して、この「我が土」に住んでいるかぎり、何が何でも「我が国」を誉めなくてはならないという強迫観念ともいべきものを感得することはできないだろうか。

蓋し我が土に居て我が土を忘れ、その国に食んでその邦を忘れ、その天下に生れてその天下を忘るる者は、猶ほ父母より生れて父母を忘るるがごとし。豈これ人の道ならんや。唯だ未だこれを知らざるのみにあらず、附会牽合して我が国を以て他の国と為す者は乱臣なり賊子なり。朝儀多く外朝の制に襲ふことは、亦必ずしもこれを效ふにあらず、自然の勢なり。(附録、212頁)

ここに窺われるのは、「我が土」にたいする素朴な愛郷心というよりは、「我が国」と「他の国」を敵・味方を分ける敵愾心である。

もう一つの点は、素行が日本の「水土」の要害さを強調していることにかかわっている。この点、素行の時代の特殊な条件が反映しているのではないかと思われる。端的にいえば、ここには、清朝成立の衝撃があるのではないか。「夷狄」満州民族によって王朝が断絶し、新たな王朝清が成立したこと。この事件が『中朝事実』の武威優先の論理の契機となっているのではないか。この点は、次の課題として、同時代の熊沢蕃山や西川如見と対比しつつ考えてみたい⁽¹⁵⁾。

注

- (1) 近世前期の華夷観念については、荒野泰典『近世日本と東アジア』(東京大学出版会、1988年)、桂島宣弘「華夷」思想の解体と国学的「自己」像の生成(『江戸の思想』4号、1996年7月、後に『思想史の十九世紀』(ベリかん社、1999年)に所収)参照。この問題についての筆者の考えは、拙著『兵学と朱子学・蘭学・国学』第2章「[武国]日本と儒学—朱子学の可能性」(平凡社選書、2006年)、拙稿「近世日本の「武国」観念」(玉懸博之編『日本思想史 その普遍と特殊』ベリかん社、1997年)を参照されたい。
- (2) 『中朝事実』は、寛文9年(1669)冬、『聖教要録』筆禍によって赤穂配流中の著作である。素行が「日本中朝主義」(堀勇雄『山鹿素行』人物叢書、吉川弘文館、1959年)を唱えた書として著明であるが、『中朝事実』を分析した思想史的研究は、それほど多くはない。中山広司『山鹿素行の研究』(神道史学会、1987年)、玉懸博之「素行歴史思想の核心をなすもの—その神代館をめぐる—」(『文芸研究』137号)、「山鹿素行の歴史思想—その歴史的世界と日本歴史の像—」(『日

本思想史研究』27号, 1995年, とともに『近世日本の歴史思想』ペリかん社, 2007年所収) 参照。『中朝事実』のテキストは, 素行自筆本を底本とする広瀬豊編『山鹿素行全集思想篇』巻13 (岩波書店, 1940年) の書き下し文を使用した。以下, 引用は, 本文中の欠字を省略し, 頁数のみ略記する。

- (3) 『山鹿素行』(日本思想大系32, 岩波書店, 1970年) 333~334頁。
- (4) 堀前掲書243頁。この思想的転換はいつごろだったのだろうか。この点, 参考になるのは, 中国の呼称である。『聖教要録』『山鹿語類』(寛文5年)の段階では, 素行は中国を「中華」と呼んでいたが, 『中朝事実』においては, 「中華」ではなく, 一貫して「外朝」という言葉を使っている。赤穂配流中に転換がなされたのは明らかである。もっと時間を限定すれば, 寛文8年(1668)に成った『謫居童問』では, 「外国襲来の恐れなきゆゑ, 玉墻内国, 浦安国とも云へり」(『謫居童問』巻5, 『山鹿素行全集』巻12, 333頁), 「外国降参」(同右, 334頁) という一節はあるものの, 「異国」「異朝」の語を使い, 「外朝」の用例はない。ただし, 『中朝事実』と同年代に書かれたと推定されている『謫居隨筆』では, 「外朝」の語が見えている(『山鹿素行全集』巻12, 505頁)。とすれば, 日本を「中国」, 中国を「外朝」と, 中外概念でとらえるようになったのは, 寛文9年, 『中朝事実』執筆時のころであろう。
- (5) 素行は神代と人代とを分けてはいない。冒頭から, 「凡そ天地人の生るるや, 元先後なし」(天先, 11頁), 「天その中を得て日月明かに, 地その中を得て万物載り, 人その中を得て天地位す」(天先, 12頁) と, 天・地・人が生じたことを述べ, 人間界とは異なる神々の世界を想定していない。国常立尊は「聖神」(天先, 11頁) と呼ばれているが, 不可思議な威力をもった, いわゆる神ではない。その意味で, 神は人であるといえる。
- (6) 素行の格物致知観については, 拙稿「山鹿素行一治人の学の認識論」(源了圓編『江戸の儒学』思文閣出版, 1988年) 参照。
- (7) 素行は, 「『日本書紀』を主たる典拠とし, 『旧事紀』『古語拾遺』『続日本紀』『令義解』『聖徳太子伝暦』『麗気記』『神皇正統記』『職原抄』『元々集』『本朝神社考』等と援用」している(堀勇雄前掲書, 246頁)。久保田収は, このうち, 北畠親房の『神皇正統記』は林羅山『本朝神社考』に載せている漢訳された文であると指摘し, 素行の神勅と神器重視の考えは親房の影響だと論じている。『近世史学史論考』(皇学館大学出版部, 1968年) 参照。
- (8) 素行の制度観については, 拙著『近世日本の儒学と兵学』(ペリかん社, 1996年) 第二章「山鹿素行の「異端」批判」

参照。

- (9) 林羅山の聖徳太子評価については, 拙稿「林羅山『本朝神社考』とその批判」(『愛知教育大学研究報告(人文・社会科学編)』48輯, 1999年, 後に『近世神道と国学』(ペリかん社, 2002年) に所収) 参照。
- (10) 「瓊矛」が武国日本の神話的根拠になったことについては, 前掲「近世日本の「武国」観念」参照。
- (11) 『山鹿素行全集』巻12, 560~561頁。
- (12) 同右, 561頁
- (13) 北島万次によれば, 山鹿素行『武家事紀』が秀吉の朝鮮侵略と神功皇后三韓征伐を重ねあわせているところに近世朝鮮蔑視の源流が看取されているという。北島万次『豊臣政権の対外認識と朝鮮侵略』(校倉書房, 1990年) 17頁。
- (14) 『山鹿素行全集』巻12, 332頁。
- (15) 「水土」論を展開していた熊沢蕃山が『大学或問』のなかで, 「北狄の備」を論じていたことはよく知られている。また, 西川如見も, 日本と中国の「水土」の広狭を「皇統」連続の有利・不利の問題にからめている言説がある。
- 夫れ国なる者は廣大を以て貴しと為すべからず。四時の正偏, 人物の美悪を以て, その貴賤を定めつべし。是の故に, 国土極めて大なる者は, その人情風俗多岐にして一統し難し。故に辰旦の聖国なりと雖も, 動もすれば, 皇統変乱して久しく治め難きことあり。周の世系は八百余年を経たりと雖も, その間, 治平純静なる者は三百年に足らず, 況んやその以下の歴世三百年に及べる者殆んど希なり。日本の限度は広からず亦狭からず, その人事風俗民情相齊しく, 混一にして治め易し。是の故に, 日本の皇統の, 開闢より当今に至りて変ることなき者は, 万国の中ひとり日本のみ。是れ水土の神妙にあらずや。(『日本水土考』, 岩波文庫25頁)
- しかも, この言説が「北狄」清朝の成立を背景にしていることは, 如見にも示唆されているように思える。
- 日本国の要害は万国に勝れる者なり。蓋し小国の大国に連れる者は必ず大国の為に屈せられ, 或は終に大国の為に併せらるゝことあり。日本の地は大国に近しと雖も, 灘海を隔てて而して相遠きが如し。故に大国に屈せらるゝの患なし。況んや其の併せらるゝをや。辰旦の大国の北狄の強大に苦めらるゝ者は, 其の地相連れる故なし。況んや小国をや。然らば則ち日本の風土要害の好きこと万国最上なり。浦安国と号する者は, 要害堅固の義なり。細矛千足国と号する者は, 勇武全備の謂なり。(『日本水土考』, 岩波文庫25~26頁)
- その意味で, 素行との比較対照は興味ある問題である。
- (2009年9月8日受理)